

共同出願契約書

徳島県（以下「甲」という。）と〇〇会社（以下「乙」という。）とは、甲に所属する職員及び乙に所属する職員が「知の拠点」活用型共同研究事業により実施する発明の共同出願及び特許権の取得に関し、次のとおり契約を締結する。

（特許権の共有及び持分）

第1条 甲及び乙は、次の発明（以下「本発明」という。）にかかる特許権の設定登録後においては特許権を共有するものとする。

- （1）発明の名称 〇〇装置
- （2）発明の内容 〇〇行う装置。
- （3）特許権の持分 甲50% 乙50%

（特許料等）

第2条 甲及び乙は、本発明についての共同出願にかかる特許権の取得その他一切の費用を持分に応じ負担しなければならない。

2 乙は、前項に定める費用を負担しない場合は、当該権利にかかる自己の持分を甲に譲渡する旨の「譲渡証書」を甲に提出しなければならない。

（共有者の実施）

第3条 乙は、本発明を実施しようとする場合は、甲の承諾を得て実施することとする。

（優先実施権）

第4条 甲は、研究の成果に係る発明の特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権に係る発明を乙又は乙の指定する者が優先的に実施しようとして甲に申し出た場合は、乙又は乙の指定する者に対し、実施契約後、特許登録の日から最長5年間優先的に実施させることができる。

（第三者に対する実施の許諾）

第5条 甲又は乙は、甲及び乙以外の者（以下「第三者」という。）に対し、本発明の実施を許諾する場合は、相手方の同意を得るものとする。

2 本発明について第三者から徴収する実施料は持分に依りて甲及び乙に帰属するものとする。

（疑義の決定）

第6条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義を生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 徳島市万代町1-1
徳島県

徳島県知事 飯泉 嘉門

乙 所在地
企業名
代表者